

『社会安全学研究』掲載論文審査規程

2011年1月9日

2017年6月7日改正

2019年12月11日改正

2021年6月7日改正

編集委員会

第1条（目的）

本規程は、2010年11月20日付「『社会安全学研究』の発刊に関する規程」（以下「原規程」という。）に基づき、『社会安全学研究』（以下「本誌」という。）への掲載を希望する論文の査読、審査及び選定に関する基本的なルールを規定する。

第2条（論文審査基準）

1. 編集委員会は、1つの論文に対して編集委員の中から担当者を1名選定し（以下「担当編集委員」という。）、その論文の掲載の適否を判断する。
2. 担当編集委員は、以下に掲げる事項を総合的に考慮し、担当する論文の本誌への掲載の適否を判断する。
 - (1) 社会安全学に関するテーマであること
 - (2) 「『社会安全学研究』執筆要領」、及び「『社会安全学研究』表記ルール」に合致しており、学術論文としての形式を具備していること
 - (3) 以下の掲げる観点から、学術論文としてその内容が適切であること。
 - ① 論文の独自性・新規性・将来性
 - ② 論文題名と論文内容の整合性
 - ③ 問題意識・論旨・論拠・結論の明確性と適切性
 - ④ 論文構成のバランス
 - ⑤ 専門用語の適切性
 - ⑥ 図表・注・注記・参考文献の表記の正確性と適切性
 - ⑦ 論拠となるデータ、引用文献等の信頼性と適切性
 - ⑧ その他、研究倫理に関する記述等、編集委員会が査読項目として適切であると判断する項目
 - (4) 著作権などの知的財産権、プライバシーの権利、営業秘密その他第三者の権利の侵害、又は法令への違反がないこと。
 - (5) 速報論文は上記に加え、①速報性が求められ、かつ②今後の学術的な発展に有益であることが認められること。

第3条（査読の依頼）

1. 担当編集委員は、原規程に基づき、査読が必要な論文に関し、学内外の複数名の査読者を指名し、審査を委任する。なお、速報論文については担当編集委員が査読を行うものとする。
2. 査読者は、前条の規定に基づき、その専門的見地から当該論文に関する審査を行い、原著論文について「Accept」、「Accept with minor change」、「Accept with major change」、「Reject」の4つの評価から1つを選定し、問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由、及び担当編集委員へのコメントを記載した「査読結果報告書」を担当編集委員に提出する。速報論文については「Accept」、「Accept with minor change」、「Reject」、「Not suitable」のうち担当編集委員が一つを選択し、査読結果報告書を作成する。
3. 担当編集委員は、提出された「査読結果報告書」を審査し、その結果と内容が適正であると判断した場合、論文の分類に応じて次の手続きを行う。

【原著論文】

(1) 「Accept」の場合

担当編集委員は、本誌へ掲載すべきと判断し、編集委員会に報告する。

(2) 「Accept with minor change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を記載した「審査結果報告書」を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が2週間以内に通知に基づき訂正した論文を再提出した場合、担当編集委員はその訂正が適正であるかを審査した後、本誌への掲載の適否を判断し、編集委員会に報告する。

(3) 「Accept with major change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を記載した「審査結果報告書」を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が通知に基づき訂正した論文を再提出した場合は、査読者による再度の審査を行う。担当編集委員は、査読者による再審査の結果を尊重し、本誌への掲載の適否を判断し、編集委員会に報告する。

(4) 「Reject」の場合

担当編集委員は、当該論文を掲載すべきではないと判断した場合、問題点・疑問点とその理由を記載した「審査結果報告書」を編集委員会に報告する。この場合、編集委員会は執筆者に対して、掲載しない旨と査読者のコメントを通知する。

【速報論文】

(1) 「Accept」の場合

担当編集委員は、本誌へ掲載すべきと判断し、編集委員会に報告する。

(2) 「Accept with minor change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を記載

した「審査結果報告書」を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が2週間以内に通知に基づき訂正した論文を再提出した場合、担当編集委員はその訂正が適正であるかを審査した後、本誌への掲載の適否を判断し、編集委員会に報告する。

(3) 「Reject」の場合

担当編集委員は、当該論文を掲載すべきではないと判断した場合、問題点・疑問点とその理由を記載した「審査結果報告書」を編集委員会に報告する。この場合、編集委員会は執筆者に対して、掲載しない旨と査読者のコメントを通知する。

(4) 「Not suitable」の場合

担当編集委員は、本論文が速報論文にふさわしくないと判断した場合は、その理由を記載した「審査結果報告書」を本人に通知するとともに、著者が希望する場合は原著論文として審査を行う。

第4条（掲載手続）

編集委員会は、担当編集委員による「審査結果報告書」に基づき、本誌への掲載の適否を決定する。掲載が承認された論文等については、受付日と掲載決定日を明記の上、掲載を行う。

第5条（事務局）

本規程の運営に関する事務は、高槻ミューズオフィスがこれを行う。

第6条（附則）

1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
2. 本規程は、2011年1月12日より発効する。